

令和元年7月26日 開会

令和元年7月26日 閉会

令和元年7月（第1回）

宇部・山陽小野田消防組合議会臨時会会議録

宇部・山陽小野田消防組合議会

目 次

議事日程	1
本日の会議に付した事件	2
出席議員	2
欠席議員	2
説明のため出席した者の職氏名	2
事務局職員出席者	2
開 会	3
諸般の報告	3
議席の指定	4
議長の選挙	4
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
議案第9号について	5
議案第5号から第8号までについて	6
報告第1号から第5号までについて	10
議員派遣の件について	15
閉 会	16
署 名	17

議事日程

- 第 1 議席の指定
- 第 2 議長の選挙
- 第 3 会議録署名議員の指名
- 第 4 会期の決定
- 第 5 議案第 9 号について（上程・提案理由の説明、質疑・討論・表決）
 - 議案第 9 号 宇部・山陽小野田消防組合監査委員の選任について同意を求める件
- 第 6 議案第 5 号から第 8 号までについて（上程・提案理由の説明、質疑・討論・表決）
 - 議案第 5 号 宇部・山陽小野田消防組合火災予防条例中一部改正の件
 - 議案第 6 号 宇部・山陽小野田消防組合手数料徴収条例中一部改正の件
 - 議案第 7 号 物件購入の件（水槽付消防ポンプ自動車（Ⅱ型）1 台）
 - 議案第 8 号 物件購入の件（水槽付消防ポンプ自動車（Ⅱ型）1 台）
- 第 7 報告第 1 号から第 5 号までについて（上程・提案理由の説明、質疑・討論・表決）
 - 報告第 1 号 専決処分を報告し、承認を求める件（宇部・山陽小野田消防組合職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例（平成 3 1 年条例第 1 号））
 - 報告第 2 号 専決処分を報告し、承認を求める件（宇部・山陽小野田消防組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例（平成 3 1 年条例第 2 号））
 - 報告第 3 号 専決処分を報告し、承認を求める件（宇部・山陽小野田消防組合職員の給与に関する条例の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成 3 1 年条例第 3 号））
 - 報告第 4 号 専決処分を報告し、承認を求める件（宇部・山陽小野田消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成 3 1 年条例第 4 号））
 - 報告第 5 号 専決処分を報告し、承認を求める件（令和元年度宇部・山陽小野田消防組合一般会計補正予算（第 1 回））
- 第 8 議員派遣の件について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（9名）

1番	伊場	勇	君	2番	岩村	誠	君
3番	大井	淳一朗	君	4番	猶	克実	君
5番	長谷川	耕二	君	6番	藤井	岳志	君
7番	山下	則芳	君	8番	山田	伸幸	君
9番	志賀	光法	君				

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

管 理 者	久保田	后子	君	副 管 理 者	藤田	剛二	君
監 査 委 員	床本	隆夫	君	会 計 管 理 者	野村	裕之	君
消 防 局 消 防 長	石部	隆	君	消 防 局 次 長	内田	貢	君
消 防 局 次 長	岡本	真里	君	消 防 局 次 長	末永	和義	君
消 防 局 総 務 課 長	橋本	俊昭	君	消 防 局 警 防 課 長	中村	淳二	君
消 防 局 予 防 課 長	松中	保夫	君	消 防 局 情 報 指 令 課 長	西村	隆文	君
宇 部 西 消 防 署 長	小迫	実	君	山 陽 消 防 署 長	竹内	伸	君

事務局職員出席者

消防局総務課長補佐 弓立宏二君 消防局総務課主任 今田将嗣君

—————午前10時00分—————

○大井副議長 皆さん、おはようございます。

副議長の大井でございます。このたびの宇部市議会議員選挙により、議長が空席となっておりますので地方自治法第106条の規定によりまして議長の選挙が終わるまでの間、議長の職務を務めさせていただきます。

まず、開会に先立ち、管理者、副管理者から挨拶をしたい旨の申し出がありましたので順次これを許します。

(管理者及び副管理者から挨拶があった)

○大井副議長 続きまして、4月1日付け人事異動に伴い、執行部からもそれぞれ挨拶をしたい旨の申し出がありましたので順次これを許します。

(監査委員ほか11名から挨拶があった)

—————午前10時04分開会—————

○大井副議長 以上で、挨拶は終わりました。

これより、令和元年7月(第1回)宇部・山陽小野田消防組合議会臨時会を開会いたします。

○大井副議長 直ちに本日の会議を開きます。

諸般の報告

○大井副議長 この際、事務局から諸般の報告をさせます。

○弓立書記長 報告いたします。

本日の出席議員数は9名でございます。次に議員の選出について申し上げます。4月30日付けをもちまして宇部市議会選出議員が任期満了したことに伴い、5月27日付けをもちまして同市議会から組規約第5条及び第6条の規定により、岩村誠議員、志賀光法議員、猶克実議員、長谷川耕二議員、藤井岳志議員、山下則芳議員の選出届が提出され、受理いたしましたことを報告します。

次に本臨時会の付議事件について、申し上げます。本日付けをもちまして、管理者から、宇部・山陽小野田消防組合監査委員の選任について同意を求める件外9件の議案等の提出がありました。

次に、管理者の議会に対する報告について申し上げます。6月24日付をもちまして、お手元に配布のとおり地方自治法第180条第1項に基づく専決処分等の報告といたしまして、組合の業務に属する損害賠償に係る件についての報告が1件ありました。以上で報告を終わります。

○大井副議長 以上で諸般の報告は終わりました。これより日程に入るわけですが、この際、お諮りします。諸般の報告にもありましたとおり、志賀光法議員が本組合議会議員に再選出されました。また、岩村誠議員、猶克実議員、長谷川耕二議員、藤井岳志議員、山下則芳議員が新たに選出されましたので、新たに選出された議員の自己紹介を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大井副議長 御異議なしと認めます。よって、議員の自己紹介のため、暫時休憩いたします。

—————午前10時06分休憩—————

—————午前10時08分再開—————

○大井副議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第1 議席の指定

○大井副議長 日程第1、議席の指定を行います。各議員の議席につきましては、会議規則第4条第1項の規定により、議長において、ただいま御着席の議席を指定いたします。

日程第2 議長の選挙

○大井副議長 次に日程第2、議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大井副議長 御異議なしと認めます。

よって選挙の方法は、指名推選によることに決しました。

続いてお諮りいたします。指名の方法は、副議長において指名することにいたしたいと思ます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大井副議長 御異議なしと認めます。

よって、副議長において指名することに決しました。議長に志賀光法議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました志賀光法議員を議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大井副議長 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました志賀光法議員が議長に当選されました。御本人が議場におられますので会議規則第32条第2項の規定により本席から告知をいたします。

志賀光法議員、議長就任の挨拶をお願いいたします。

〔志賀光法議員 登壇〕

○志賀議員 皆さん、おはようございます。ただいま、皆さんの同意によりまして宇部・山陽小野田消防組合議会議長に就任することになりました。平成24年2月に消防組合議会が設置されて以降、様々な議論、そして職員増員の決議案などが採択されています。これまでの議論、決議案を踏まえて何よりも市民ファーストと言いますか、両市の市民の安心・安全を最優先に

考えた議会運営を果たしていきたいと思っておりますので議員各位におかれましては深い御理解と御協力をお願いしたいと思います。甚だ簡単ではありますが以上就任の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○大井副議長 以上で、挨拶は終わりました。志賀光法議長、議長席にお着き願います。

〔議長交代〕

日程第3 会議録署名議員の指名

○志賀議長 次に日程第3、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第78条の規定によりまして議長において伊場勇議員、岩村誠議員を指名いたします。

日程第4 会期の決定

○志賀議長 次に日程第4、会期の決定を議題といたします。お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日26日、1日のみといたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○志賀議長 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日のみと決定いたしました。

日程第5 議案第9号について

○志賀議長 次に日程第5、議案第9号宇部・山陽小野田消防組合監査委員の選任について同意を求める件を議題といたします。地方自治法第117条の規定により、長谷川耕二議員の退席を求めます。

〔長谷川耕二議員 退席〕

○志賀議長 本件に関し、管理者から提案理由の説明を求めます。

○久保田管理者 議案第9号宇部・山陽小野田消防組合監査委員の選任について、提案理由を説明いたします。

監査委員の選任については、組合議員のうちから選任する監査委員としてお手元に配布をいたしました履歴書のとおり、人格高潔で幅広い優れた識見をお持ちの長谷川耕二さんが最適任と考えており、長谷川さんの選任について議会の同意を求めるものです。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○志賀議長 以上で、管理者の提案理由の説明は、終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○志賀議長 ないようであります。これにて質疑を終結いたします。

これより、討論、表決に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○志賀議長 ないようであります。これにて討論を終結いたします。

これより、採決いたします。議案第9号は、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めま

す。

○志賀議長 起立全員であります。

よって、議案第9号は同意することに決定いたしました。

日程第6 議案第5号から第8号までについて

○志賀議長 次に日程第6、議案第5号から第8号までを一括議題といたします。

本件に関し、管理者から提案理由の説明を求めます。久保田管理者。

○久保田管理者 それでは、議案の提案理由を説明いたします。まず、議案第5号宇部・山陽小野田消防組合火災予防条例中一部改正の件についてです。「不正競争防止法等の一部を改正する法律」及び「住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令」が公布されたことによって当該条例の所要の整備を行うものです。改正点につきましては、第1点日本工業規格を日本産業規格に改めること。第2点スプリンクラー設備を設置することにより住宅用防災機器の設置を免除する規定のうち、スプリンクラー設備の感度にかかる規定を改めること。第3点延べ面積が300平方メートル未満の旅館、ホテル等に設置する特定小規模施設用自動火災報知設備が設置をされている場合、住宅用防災機器の設置を免除する規定を追加すること。以上の3点となります。なお、施行日は公布の日からです。

次に議案第6号宇部・山陽小野田消防組合手数料徴収条例中一部改正の件についてです。消費税及び地方消費税の税率の引上げに伴い令和元年10月1日に、地方公共団体の手数料の標準に関する政令が改正されることとなります。これに伴って、当該条例の所要の整備を行うもので、改正点につきましては、危険物製造所等設置許可手数料の一部を改正するものです。なお、施行日は令和元年10月1日です。

次に議案第7号物品購入の件についてです。水槽付消防ポンプ自動車1台を購入し、消防力の充実強化を図るものです。これは、平成14年度に購入し17年経過をした車両の更新で宇部中央消防署東部出張所に配備をするものです。なお、緊急防災・減災事業債を活用して行うものです。購入金額は、4,752万円を予定しており、契約方法は、宇部市及び山陽小野田市、競争入札参加資格者名簿の消防車両を取扱っている登録業者のうち入札対応可能な2つの業者による条件付一般競争入札を実施いたしました。その結果、落札業者である有限会社藤中ポンプ店と仮契約を締結しています。購入物品の規格については、国が定める補助金交付に関する要綱に定める規格です。

次に議案第8号物品購入の件についてです。水槽付消防ポンプ自動車1台を購入し、消防力の充実強化を図るものです。これは、平成12年度に購入をし19年経過した車両の更新で小野田消防署に配備をするものです。なお、令和元年度石油貯蔵施設立地対策等補助事業を活用して行うものです。購入金額は、4,708万8,000円を予定しており、契約方法は、宇部市及び山陽小野田市、競争入札参加資格者名簿の消防車両を取扱っている登録業者のうち入札対応可能な2つの業者による条件付一般競争入札を実施いたしました。その結果、落札業者である有限会

社 藤中ポンプ店と仮契約を締結しています。購入物品の規格については、国が定める補助金交付に関する要綱に定める規格です。説明は、以上です。

○志賀議長 以上で、管理者の提案理由の説明は終わりました。これより、質疑に入ります。

議案第5号から第8号までを一括議題といたします。質疑はありませんか。藤井議員。

○藤井議員 藤井です。議案第6号宇部・山陽小野田消防組合手数料徴収条例中一部改正の件についてほか、質疑を行いたいと思います。ちょっと確認というか改めてなんですが、この値上げの理由、それぞれ1万円、この貯蔵所の手数料に関しては、1万円ずつ値上げということですが、この値上げの理由を改めてお願いします。

○石部消防長 お答えいたします。藤井議員から御質問の増額の内容についてでございます。これにつきましては、先ほど管理者のほうからも説明がございましたけど基本的には、消費税の増額分ということになっております。以上です。

○藤井議員 はい、消費税の増額分ということです。今回改正の内容となっているもの以外に関しては、手数料の変更は今後もないということによろしいでしょうか。

○石部消防長 今後ということでございますけれど、消費税増税がこの10月1日付けということに関しては、今回の変更ということでございます。

○藤井議員 はい、わかりました。この施行日に関してですが、これは10月1日で予定しているということですがけれども、万が一、消費税の増税が実施されなかった場合は、この条例はどういう取り扱いになるかお答えください。

○石部消防長 想定の問題については、なかなかお答えしづらいところでございますが、その状況を見て判断してまいりたいというふうに思います。

○藤井議員 はい、十分想定されることなので検討というか、考えていただきたいというふうに思います。以上で終わります。

○志賀議長 ほかにありませんか。猶議員。

○猶議員 議案第5号の条文の中にあります住宅用防災機器の設置をしなくてもよいという条例内容についてです。特定小規模施設用自動火災報知設備を取り付けた場合、住宅用防災機器を設置しなくてもよいと簡単に言えばそのように書いてありますが、この住宅用防災機器というものは、特定小規模施設用自動火災報知設備とどう違うのでしょうか。この条例は、今の住宅用防災機器とどう変わる条例なのか一言説明をお願いします。

○石部消防長 今、猶議員から御質問の内容についてです。住宅用防災機器との違いについてはまず通常の住宅用火災警報器につきましては、煙を感知し、その機器が単独で警報を発する。それに対して特定小規模施設用自動報知設備ということになりますと機能としては、一緒ですけど、それを受信し、集約して家屋全体に報知するということで少しレベルの高い設備というふうに御理解いただければと思います。以上です。

○猶議員 レベルが高いということで少しは納得。それから第29条の5第1号の中の作動時間が60秒から種別が1種になったということ。この種別が1種というところがわからないのですけど、先日、大出火がありましたけどニュースによりますと15秒ぐらいで大変な状況にな

ったと言っておりました。単純に作動が60秒以内ということは、ある程度緩いかと、普通の火災だったらこのくらいですけど、これが種別1種というのが、どう変わる条例内容なのでしょうか。

○石部消防長 お答えいたします。ここで新旧改正前の作動時間が60秒以内というふうに限定をしておりましたけど、この度の改正で種別が1種という表現に変わりました。これについて住宅用火災警報器自体の機能が変更になったということではございません。以上です。

○志賀議長 猶議員いいですか。ほかにありませんか。山田議員。

○山田議員 議案第7号と8号についてお伺いします。これ物品購入となっており、購入物品名が相互同じで購入物品の規格も同等ですが、購入金額に若干の差がありますが、この差額が生じている理由についてお答えください。

○石部消防長 お答えいたします。水槽付き消防ポンプ自動車の規格が全く同じだということでございます。これについては、説明の中で配備される場所が東部出張所と小野田消防署というふうに違ってございます。これにつきましては、東部出張所、小野田消防署の実情を踏まえまして搭載する例えばホースであったり、また付帯する工具。ここでは、実際に東部出張所のほうでは、救助活動をするときの破壊するための工具。それから、小野田消防署につきましては切断機。それから、強力なチェーンソー。これも消防現場で使う専用のチェーンソー。そういったものをそれぞれ現場の状況に応じて機械器具を載せているということで価格の差が生じています。以上でございます。

○山田議員 そういったものも含まれる金額ということですけど。この全てが業者のほうでそういったそれぞれの署からの要望に応じてその装備もそろえて、併せて購入するというのでしょうか。

○石部消防長 おっしゃるとおりでございます。

○志賀議長 山田議員よろしいですか。ほかにありませんか。岩村議員。

○岩村議員 ちょっと確認させていただきたいと思います。同じく議案第7号と第8号に共通する質問になりますけど、この入札に関して最低価格というのが設定されているのかということと、それから、もしそうであれば何パーセントでいくらかというのを教えていただければと思います。

○中村警防課長 お答えします。議案第7号の東部出張所に配備されます、水槽付き消防ポンプ自動車ですが、予定価格は、税込みで4,795万2,000円、落札価格が4,752万円で落札率が99.1%でございました。入札参加業者は、先ほど説明がありましたとおり2社でございます。もう一社は、落札率が100%を超えておりました。議案第8号、小野田消防署に配備されます、水槽付き消防ポンプ自動車ですが、予定価格は4,752万円です。落札率は99.1%で落札価格は4,708万8,000円でございます。この参加業者も2社ですが2社とも予定価格内でございました。以上です。

○志賀議長 岩村議員今の答弁でいいですか。追加答弁はありますか。石部消防長。

○石部消防長 どうも申し訳ございません。今の質問。岩村議員がお聞きになったのは、入札に

関する最低価格の設定ということでお伺いになったと思います。最低価格につきましては、設定しておりません。以上でございます。

○志賀議長 岩村議員、いいですか。ほかにありませんか。

ないようであります。これにて、質疑を終結いたします。

これより、討論、表決に入ります。まず、議案第5号宇部・山陽小野田消防組合火災予防条例中一部改正の件を議題とします。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○志賀議長 ないようであります。これにて、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。議案第5号は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○志賀議長 起立全員であります。よって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号宇部・山陽小野田消防組合手数料徴収条例中一部改正の件を議題といたします。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○志賀議長 ないようであります。これにて、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。議案第6号は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○志賀議長 起立多数であります。よって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号物品購入の件(水槽付消防ポンプ自動車(Ⅱ型)1台)を議題とします。討論は、ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○志賀議長 ないようであります。これにて、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。議案第7号は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○志賀議長 全員起立であります。よって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

次に議案第8号物品購入の件(水槽付消防ポンプ自動車(Ⅱ型)1台)を議題といたします。討論は、ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○志賀議長 ないようであります。これにて、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。議案第8号は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○志賀議長 起立全員であります。よって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

日程第7 報告第1号から第5号までについて

○志賀議長 次に日程第7、報告第1号から第5号までを一括議題といたします。

本件に関し管理者から提案理由の説明を求めます。久保田管理者。

○久保田管理者 報告第1号から第5号までにつきましては、条例改正及び補正予算について議会を招集することが困難であったため、地方自治法第179条第1項の規定により管理者の専決処分といたしましたので地方自治法第179条第3項の規定によって、これを報告し、承認を求めるものです。

まず、報告第1号専決処分を報告し、承認を求める件、宇部・山陽小野田消防組合職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例についてです。これは学校教育法の一部改正に伴って当該法律を引用する消防組合条例の所要の整備を行うものです。なお、施行日は平成31年4月1日です。

次に、報告第2号宇部・山陽小野田消防組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例についてです。これは、国家公務員の時間外勤務の取り扱いが変更されることを踏まえ職員の勤務時間に関し所要の整備を行うものです。なお、施行日は平成31年4月1日です。

次に、報告第3号宇部・山陽小野田消防組合職員の給与に関する条例の特例に関する条例の一部を改正する条例についてです。本消防組合職員の給与は、宇部市の制度に倣っており、このたび宇部市において条例改正が行われましたので、それに倣い改正をするものです。内容については平成20年4月から宇部市に倣い実施をしています給料月額の減額措置について平成31年度においても平成30年度と同額の減額率を継続するものです。適用日については、平成31年4月1日からとし、特例期間は、平成31年4月1日から令和2年3月31日までです。

次に、報告第4号宇部・山陽小野田消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてです。本消防組合職員の給与は、宇部市の制度に倣っており、このたび、宇部市において条例改正が行われましたので、それに倣い改正をするものです。内容については、宿日直手当の増額、給料表の増額改定及び勤勉手当の支給率を0.05箇月分引き上げるもので適用日については、宿日直手当に係る改正は公布の日から、給料表に係る改正は平成30年4月1日から、勤勉手当に係る改正は平成30年12月1日からとしています。また、期末手当の支給率について引き上げはありませんが、6月期、12月期を1.3箇月の同率とし支給率を変更しています。適用日については、平成31年4月1日からです。

次に、報告第5号令和元年度宇部・山陽小野田消防組合一般会計補正予算(第1回)についてです。このたびの補正は、職員の給与に関する条例の改正及び給与に関する条例の特例に関する条例の改正並びに死亡退職者に係る給与費の補正と外部調査委員会設置に伴う報償費の補正によるものです。補正予算書1ページ、第1条のとおり歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ898万8,000円減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億9,834万8,000円としたものです。歳出については、8ページのとおり、総務費を956万5,000円増額し

消防費を1,855万3,000円減額いたしますが、その内訳は9ページのとおり総務費については、報償費を増額し、負担金補助及び交付金を減額いたします。また、消防費については、給料、職員手当等、共済費をそれぞれ減額いたします。歳入については、6ページのとおり分担金を882万9,000円、負担金を15万9,000円減額いたしますが、その内訳は7ページのとおり、分担金については、宇部市分担金、山陽小野田市分担金をそれぞれ減額し、負担金については、職員派遣給与費負担金を減額するものです。なお、参考として、10ページに給与費明細書を添付しております。説明は、以上です。

○志賀議長 以上で、管理者の提案理由の説明は終わりました。これより、質疑に入ります。

報告第1号から第5号までを一括議題といたします。質疑はありませんか。山田議員。

○山田議員 報告第1号についてですが、法改正により今回の条例改正となっておりますが、法改正は結局いつだったのか、その期日についてお答えください。

○志賀議長 山田議員、改正日ということでもいいですか。

○山田議員 はい。

○石部消防長 お答えいたします。この改正ということにつきましては、平成29年5月31日に改正しております。以上です。

○山田議員 平成29年の改正が、このたびの専決処分にまで、随分間があったと思いますがなぜですか。その理由を説明してください。

○内田次長 お答えをいたします。ただ今の学校教育法関係の法改正、これが平成31年の4月1日が施行日でございます。先ほど説明がございましたとおり、本消防組合は、宇部市の条例等に合わせて改正するようにしておりますので、宇部市がこの3月の市議会に上程をされたということで、その後、組合議会を開くいとまがないということから専決処分をさせていただいております。以上です。

○志賀議長 山田議員いいですか。ほかにありませんか。藤井議員。

○藤井議員 報告第3号の専決処分を報告し承認を求める件について質疑を行います。まず、この給料の減額措置ということですが、改めて減額等をする合理的な理由をお示してください。お願いします。

○石部消防長 お答えいたします。本消防組合の職員の給与についてでございますけれど、これは平成24年に消防組合を発足した時に法定協議会ということで設置した宇部市・山陽小野田市消防広域化協議会において宇部市に倣うということを取り決めしております。これに従って今回の原案につきましても条例改正したということでございます。

○藤井議員 あえて合理的理由をお示してくださいと聞いたのは、その宇部市に倣ってということではなくて、やはり職員の生活や職務の士気にも関わることなので具体的にその理由を示していただきたいということでお聞きしましたが、これ以上は、答弁できませんか。

○石部消防長 合理的だということにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、広域化協議会において宇部市に倣うということを取り決めしておりますので今回の改正ということでございます。

○藤井議員 その点については、ちょっと納得はしませんが、質疑はしません。もう1つですがこの専決処分とせざるを得なかった理由について明確にお答えください。

○石部消防長 条例改正にあたっては、消防組合議会の議決をということにつきましては承知をしておりますが、特に緊急を要する議会を招集する時間的余裕等について、これがなかったということで専決処分にしたところでございます。以上です。

○藤井議員 議会を開く時間がなかったということを経由にされますが、やはり職員の生活にもそして職務の士気にも関わる重大な条例の改正ですので、これは宇部市議会の3月議会の最終日の結果を受けてということだと思えますけれども事前に予告してその後に臨時的にも消防組合議会を開くという方法もできるのではないかと。事務的な問題があってもできないのかわかりませんが、なぜできないのか、そこを示していただきたいと思えます。

○石部消防長 お答えいたします。今回の宇部市、山陽小野田市、両議会の最終日ということになりますと、3月26日というのが最終日であったというふうに記憶しております。これから一旦終了いたしまして、それからの招集。もちろん、各議員さんの御都合、そういったものも含めて招集を決めるということになろうかと思えますけど、それに時間的な余裕が取れなかったということでございます。以上です。

○藤井議員 はい、そちらの理由はわかりました。専決処分というのは、こちらが議決することができませんし、こうやって、このたびのように報告をされて承認、不承認ということで例えば不承認が多くて不承認になったとしても、それを必ずしも覆すこともできないという専決処分の性格がありますので、ぜひ、これは今後対応を改めていただきたいと思えます。よろしくをお願いします。以上で終わります。

○志賀議長 ほかにありませんか。山田議員。

○山田議員 報告の第5号の一般会計補正予算ですね。この給与費の明細書のところを見てみますと職員数が減になっております。この間、消防力の向上という観点からですね、これをさらに強化するようということに議会議決から求められておりますし、昨年の様々な報告の中でも今後の強化について議論されてきた訳ですが、今回このわずか1名であります減となった理由これについて、まず御答弁をお願いします。

○石部消防長 お答えいたします。今の10ページの給与費明細書というところをお話されたのだと思えます。一番下のところ、(2)給料及び職員手当の増減額の明細というふうに記載がございまして。この中に給与、職員手当、それぞれ死亡退職者1名に伴うということで理由が記載してございます。以上です。

○山田議員 であるならば、やはり新規採用等をですね、消防学校に行かれてるということもあるかと思えますが、その辺で、これを補っていかないと現場の消防職員の皆さんに大きな負担がかかるのではないかなと思えますが、そういった対応はできなかったのかどうなのか、その点はいかがでしょう。

○石部消防長 この件につきましては、今の1名のということで、職員の退職、それから新入職員の雇用、こういったことにつきましては、年間的に計画を立てて実施をしておりました。そ

の中で今年も当然退職者、またそれに相当する新入職員の養成ということで、すでに御存じのとおり、初任教育研修ということで今出ております。そういう中で、計画的に実施をしておりますので、今回、短期的に見てすぐにといいように対応はできなかったということでございます。以上です。

○山田議員 あ、ここに同じく給与カットに伴う減という影響額が書かれている訳ですが、やはり、消防職員の先ほど藤井議員からもありましたが、その職務内容からして非常に負担が強いられる部署だと思っております。そういった中でモチベーションの維持、さらには、それぞれの身体的な強化も含めて訓練等もかなりやられておりますし、さらに手当等の増額などを図って、しっかりと市民の安全を守る。そういう本来的な職務に当たっていただくということに関しては、ふさわしくないような減額ではないかなと思うのですが、先ほどの説明ですと今後これもこれがずっと続いていくということですが、それで大丈夫なのかどうなのか、特に消防職員は労働組合の結成もできませんし、その点での職員のモチベーションの維持について、今後どのようにされていくのかお答えください。

○石部消防長 お答えいたします。まず給与のカットについてですが、これは、先ほど申し上げましたとおり、宇部市の条例改正等に倣い実施をしております。それから、職員のモチベーション、そういったものを維持していくことにつきましては、当然職員の例えば定数のことについてもございましたけど、これは議会の方から増員の要請、そういったものを踏まえて職員の増減、こういったものについてただいま議論をし、また検討委員会をもってどういう形がいいのか、増員についてのあり方も現在検討に入っているところでございます。そういう中で、しっかりモチベーションを確保していきたいというふうに考えております。以上です。

○山田議員 これに関連しますが、最近では火災だけではなくて災害がやはり、これまで想定された以上のもので消防力の強化というのは、本当に差し迫った市民の安全を守る課題だというふうに考えております。幸い今回の梅雨の間は、そういう被害は管内では発生してないと思えますが、これがいつ、私たちの身に降りかかってくるかもわからない。そういった意味で本当に今まで以上に消防職員の皆さんには、常日頃から鍛えていただく、研究もしていただく、努力もしていただく、私も消防署にお伺いした時に皆さんこの暑い中でも走りながら体力強化しておられるのを見てホントに大変だなということをつくづく感じております。そういった皆さんの努力がきちんと報いられるような先ほども言いましたが団結権も制限があるわけですから簡単に宇部市の方でカットされたのでということで済まされるのではなくて、やはり消防職員の皆さんが納得できるような、そういった対応が必要ではないかなと思えますが、改めてできれば管理者がその辺をどのようにお考えなのかお答えいただきたいと思えますがいかがでしょうか。

○久保田管理者 今、御指摘されたこと、きちっと受け止めて取り組んでいきたいと考えております。今日の報告第4号において宿日直手当の増額、勤勉手当の支給率0.05か月分引き上げ、こういったことも御報告させていただいているところでございますし、それからこれまでの議会の質疑の中で議員の皆様から御提案いただいたことでもございますが、やはり、最新の

技術も積極的に導入するよとということ提言もいただいております。私どもも今そういったところも十分検討しております、人の力で対応するべきところ、そして最新のテクノロジーを入れる事でかなり作業を軽減し効果を高められる。そういったものもかなり普及してきている。そういったことも今、調査する中で分かってきておりますので今後財源の問題、そして、どのように配備をしていくのか、そういったことも併せて職員のモチベーション、また職員の安全、そして効果的な消防活動、防災活動にもつなげられれば、そのように考えております。以上でございます。

○志賀議長 よろしいですか。他にありませんか。ないようであります。これにて質疑を終結いたします。

これより、討論、評決に入ります。

まず、報告第1号専決処分を報告し、承認を求める件（宇部・山陽小野田消防組合職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例（平成31年条例第1号））を議題といたします。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○志賀議長 ないようであります。これにて、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。報告第1号は、これを承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○志賀議長 起立全員であります。よって、報告第1号は、承認することに決しました。

次に、報告第2号専決処分を報告し、承認を求める件（宇部・山陽小野田消防組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例（平成31年条例第2号））を議題といたします。討論は、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○志賀議長 ないようであります。これにて、討論を終結いたします。これより、採決いたします。報告第2号は、これを承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○志賀議長 起立全員であります。よって、報告第2号は、承認することに決しました。

次に、報告第3号専決処分を報告し、承認を求める件（宇部・山陽小野田消防組合職員の給与に関する条例の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成31年条例第3号））を議題といたします。討論は、ありませんか。

○志賀議長 藤井議員。

○藤井議員 この報告第3号専決処分を報告し承認を求める件について、承認できないという立場を表明して討論を行います。先ほど質疑で行った内容です。合理的な理由が示されていません。そして、これも他の自治体の職員さんや議員にこの給与カット減額措置の条例というものをお見せしますと宇部市というのは、えげつないねと言われるんですよ。市長とか副市長とか管理職の職員さんまでだったらどこの市、町でも結構やっていることですが、3級から上、幅

広い区分の職員がこの減額措置の対象になっているということで非常に幅広い職員の皆さんの生活にも、そして職務の士気にも関わっているということで、これは承認できないという立場を表明して討論を終わります。以上です。

○志賀議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○志賀議長 ないようであります。これにて、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。報告第3号は、これを承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○志賀議長 起立多数であります。よって、報告第3号は、承認することに決しました。

次に、報告第4号専決処分を報告し、承認を求める件(宇部・山陽小野田消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成31年条例第4号))を議題とします。討論は、ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○志賀議長 ないようであります。これにて、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。報告第4号は、これを承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○志賀議長 起立全員であります。よって、報告第4号は、承認することに決しました。

次に、報告第5号専決処分を報告し、承認を求める件(令和元年度宇部・山陽小野田消防組合一般会計補正予算(第1回))を議題とします。討論は、ありませんか。

○志賀議長 藤井議員。

○藤井議員 これも承認できないという立場を表明して討論します。理由は、この中に先ほど報告第3号でありました給料の減額措置が含まれているということが理由で993万3,000円の影響額が出る。減額が出るということですが、やはりこれを続けていくというのは、職員の皆さんの立場から言うと納得ができないと思いますのでこの一般会計補正予算には、承認できないという立場を表明し討論を終わります。以上です。

○志賀議長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○志賀議長 ないようであります。これにて、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。報告第5号は、これを承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○志賀議長 起立多数であります。よって、報告第5号は、承認することに決しました。

日程第8 議員派遣の件について

○志賀議長 次に日程第8、議員派遣の件を議題といたします。

宇部・山陽小野田消防組合が管理する消防施設の行政視察を実施するため、お手元に配布のとおり、議員を派遣したいと思います。これに御異議はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○志賀議長 御異議なしと認めます。よって、本件については、お手元に配布のとおり派遣することに決しました。

○志賀議長 以上で、本日の日程は全部終了いたします。

○志賀議長 これにて、令和元年7月(第1回)宇部・山陽小野田消防組合議会臨時会を閉会いたします。

—————午前11時02分閉会—————

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和元年7月26日

議 長 志 賀 光 法

副 議 長 大 井 淳 一 朗

署 名 議 員 伊 場 勇

署 名 議 員 岩 村 誠

